

◇低炭素建築物新築等計画認定、変更認定申請手数料一覧<焼津市>

申請単位：件

申請の区分			手数料の額（単位：円）		
			新規認定	変更認定	
市長が定める機関が交付した適合証を添付する場合 事前審査有り	一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		5,000	3,000	
	一戸建ての住宅以外の住宅 右欄の額を合算 ※1)	住宅部分の 申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1	5,000	3,000
			2以上～5以下	10,000	6,000
			6以上～10以下	17,000	10,000
			11以上～25以下	29,000	17,000
			26以上～50以下	49,000	29,000
			51以上～100以下	88,000	53,000
			101以上～200以下	139,000	83,000
			201以上～300以下	176,000	106,000
			301以上	188,000	113,000
	共用部分の 床面積の合計 ※2 (区分単位：㎡)	300以下	10,000	6,000	
		300超～1,000以下	17,000	10,000	
		1,000超～2,000以下	29,000	17,000	
		2,000超～5,000以下	87,000	52,000	
		5,000超～10,000以下	137,000	82,000	
		10,000超～25,000以下	174,000	104,000	
	その他の部分の 床面積の合計 (区分単位：㎡)	25,000超	217,000	130,000	
		300以下	10,000	6,000	
		300超～1,000以下	17,000	10,000	
		1,000超～2,000以下	29,000	17,000	
		2,000超～5,000以下	87,000	52,000	
		5,000超～10,000以下	137,000	82,000	
	住宅以外の建築物の 床面積の合計 (区分単位：㎡)	10,000超～25,000以下	174,000	104,000	
		25,000超	217,000	130,000	
		300以下	10,000	6,000	
		300超～1,000以下	17,000	10,000	
		1,000超～2,000以下	29,000	17,000	
		2,000超～5,000以下	87,000	52,000	
5,000超～10,000以下		137,000	82,000		

◇低炭素建築物新築等計画認定、変更認定申請手数料一覧<焼津市>

申請単位：件

申請の区分			手数料の額（単位：円）			
			新規認定	変更認定		
一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)			性能基準	37,000	19,000	
			仕様基準	18,000	9,000	
	住宅部分の 申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1		性能基準	37,000	19,000
				仕様基準	18,000	9,000
		2以上～5以下		性能基準	75,000	38,000
				仕様基準	35,000	18,000
		6以上～10以下		性能基準	106,000	55,000
				仕様基準	51,000	27,000
		11以上～25以下		性能基準	150,000	78,000
				仕様基準	75,000	40,000
		26以上～50以下		性能基準	215,000	112,000
				仕様基準	112,000	60,000
		51以上～100以下		性能基準	309,000	163,000
				仕様基準	171,000	94,000
		101以上～200以下		性能基準	418,000	223,000
				仕様基準	243,000	135,000
		201以上～300以下		性能基準	549,000	292,000
				仕様基準	315,000	175,000
		301以上		性能基準	644,000	341,000
				仕様基準	358,000	197,000
共用部分の 床面積の合計 ※2 (区分単位：㎡)	右欄の額を合算 ※1)	標準入力法	300以下	118,000	60,000	
			300超～1,000以下	149,000	76,000	
			1,000超～2,000以下	195,000	100,000	
			2,000超～5,000以下	304,000	160,000	
			5,000超～10,000以下	390,000	209,000	
			10,000超～25,000以下	466,000	250,000	
			25,000超	543,000	293,000	
その他の部分の 床面積の合計 (区分単位：㎡)	※1)	300以下	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000	
			モデル建物法	94,000	48,000	
		300超～1,000以下	標準入力法・主要室入力法	309,000	156,000	
			モデル建物法	120,000	61,000	
		1,000超～2,000以下	標準入力法・主要室入力法	399,000	202,000	
			モデル建物法	158,000	82,000	
		2,000超～5,000以下	標準入力法・主要室入力法	569,000	293,000	
			モデル建物法	256,000	136,000	
		5,000超～10,000以下	標準入力法・主要室入力法	701,000	364,000	
			モデル建物法	334,000	181,000	
		10,000超～25,000以下	標準入力法・主要室入力法	829,000	432,000	
			モデル建物法	402,000	218,000	
		25,000超	標準入力法・主要室入力法	946,000	494,000	
			モデル建物法	471,000	257,000	

その他の場合
事前審査無し

◇低炭素建築物新築等計画認定、変更認定申請手数料一覧<焼津市>

申請単位：件

申請の区分			手数料の額（単位：円）	
			新規認定	変更認定
住宅以外の建築物の 床面積の合計 (区分単位：㎡)	300以下	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000
		モデル建物法	94,000	48,000
	300超～1,000以下	標準入力法・主要室入力法	309,000	156,000
		モデル建物法	120,000	61,000
	1,000超～2,000以下	標準入力法・主要室入力法	399,000	202,000
		モデル建物法	158,000	82,000
	2,000超～5,000以下	標準入力法・主要室入力法	569,000	293,000
		モデル建物法	256,000	136,000
	5,000超～10,000以下	標準入力法・主要室入力法	701,000	364,000
		モデル建物法	334,000	181,000
	10,000超～25,000以下	標準入力法・主要室入力法	829,000	432,000
		モデル建物法	402,000	218,000
	25,000超	標準入力法・主要室入力法	946,000	494,000
		モデル建物法	471,000	257,000

※1 一戸建ての住宅以外の住宅の各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）、当該区分の額を加算する必要はありません。

※2 住宅部分の申請において共用部分がある場合に、当該部分を申請から除外することは出来ません。

※3 誘導仕様基準は住戸全体を、モデル建物法は非住宅全体（既存部分を含む）を当該基準で評価する場合にのみ適用可能です。